

国民年金保険料の納付が困難なときは

経済的理由または失業などで国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料が免除、または猶予される制度があります。

■ 国民年金保険料免除制度

本人、世帯主、配偶者の前年所得がそれぞれ一定額以下または失業などで収入が少なく、保険料の納付が困難な人が申請することによって、保険料が全額免除または一部納付(免除)となる制度です。

【免除の対象となる所得のめやす、承認された場合の納付額】

	所得のめやす			納付額(月額)	年金額への反映割合
	単身世帯	2人世帯 (夫婦のみ)	4人世帯 (夫婦・子2人)		
全額免除	57万円	92万円	162万円	なし	1 / 2
4分の3免除(4分の1納付)	93万円	142万円	230万円	3,900円	5 / 8
半額免除(半額納付)	141万円	195万円	282万円	7,800円	3 / 4
4分の1免除(4分の3納付)	189万円	247万円	335万円	11,690円	7 / 8

※申請者本人のほか、配偶者および世帯主の人も所得審査があります

※2人世帯、4人世帯の夫婦は、夫または妻のどちらかにのみ所得がある世帯、お子さんは16歳未満のめやすです

※社会保険料控除等がある人については、めやすが異なる場合があります

※一部納付のめやすは、社会保険料を一定額納付していると仮定します

※一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、将来の年金額に反映されず、また、死亡や障害といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなることがあります

■ 若年者納付猶予制度

30歳未満の人で、本人・配偶者(世帯主の所得審査はありません)の前年所得がそれぞれ一定額以下の人、または失業などにより保険料の納付が困難な人が申請することによって、納付が猶予される制度です。(所得のめやすは全額免除と同じ)

■ 特例免除について～失業された人の所得審査が除外されます～

特例免除は保険料免除、納付猶予および学生納付特例申請をする年度、または前年度において退職(失業)の事実がある場合に失業された人の所得を除外して審査を行い、保険料の納付を免除または猶予します。

※本人が失業した場合でも、配偶者・世帯主に一定以上の所得があるときは、免除が認められない場合があります

※配偶者・世帯主が退職(失業)した場合は、配偶者・世帯主の所得審査も審査対象から除外します

■ 平成27年7月時点での申請対象期間

- ・平成24年度(平成25年6月分)
- ・平成25年度(平成25年7月～平成26年6月分)
- ・平成26年度(平成26年7月～平成27年6月分)
- ・平成27年度(平成27年7月～平成28年6月分)

※申請日より原則2年1カ月までしか、さかのぼって申請できません。(8月になると、平成24年度の免除申請はできません)

【申請に必要なもの】

- ①年金手帳または年金番号のわかるもの
- ②印鑑
- ③失業などを理由にする場合は、雇用保険受給資格者証や離職票など

●申請・問い合わせ／町民課保険医療係 ☎内線118～121